

薬物クリーンかながわ

No. 39

「薬物乱用防止対策における麻薬取締部の取組み」

関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室

【グローバル化する薬物犯罪と日本の現状】

我が国は、国内で違法薬物が高値で取引されていることから、中国・台湾・西アフリカ・中東・中南米等の国際的な薬物犯罪組織のターゲットになっており、四方を海に囲まれているという地理的な条件から、全国の空港、商業港、地方の漁港などから違法薬物が密輸、陸揚げされています。国内で乱用されている違法薬物のほとんどは海外から供給されているものです。

海外からの薬物攻勢を受け、我が国では

- ・薬物事犯の検挙者が1万2千人前後の高止まりで推移
- ・覚醒剤の水際での押収量がここ数年1トンを超えて推移
- ・高濃度の幻覚物質を含有する大麻製品の流入等による大麻乱用者の裾野の拡大
- ・多種多様な未知の精神活性物質（危険ドラッグ）の流入と蔓延

など、これまで経験したことのない事態に直面しています。

薬物犯罪によって得られる不法な収益は、国内の反社会的組織の活動資金となるだけでなく、国際犯罪組織に関係の深いフロント企業を介して海外に流出していると言われてい

ます。我が国はこれまで、違法薬物に手を染めない社会を目指し、「ダメ。ゼッタイ。」をキャッチフレーズとして一次予防啓発を長年にわたり行ってきました。この活動の成果として、我が国は世界各国と比較して、薬物乱用が最小限度に食い止められているといえます。

薬物問題の解決には予防啓発による「需要の削減」、密輸を阻止することによる「供給の

遮断」の双方に対策の力を注ぐことが重要となります。

【薬物乱用防止に関する麻薬取締部の取組み】

麻薬取締部は全国に8つの地区と沖縄の1支所、そして港のある横浜、神戸、小倉の3分室、計12の地域に配置されています。麻薬取締官には特別司法警察員としての司法権が付与されており、薬物犯罪捜査を主業務として、国内外の関係機関と連携、協力しながら薬物取締を推進しています。また、厚生労働省の地方機関として、国民の薬物乱用によって生じる健康被害の防止と公共の福祉を増進させていく責務も担っています。

一度乱用が拡大してしまえば、取締りを強化しても撲滅することが非常に困難となります。麻薬取締部においては、「治安対策」と「健康被害防止」の2つの観点から、あらゆる情報を収集・分析し、最新の薬物犯罪組織の動向や新たに流行する乱用薬物に関する情報、薬物のトレンドを把握して取締りに活かしています。

（1）覚醒剤対策

覚醒剤事犯の検挙者数は、近年1万人前後の高止まりで推移している状況です。昨今の水際対策の強化によって、ここ数年、1トン越えというこれまでにない覚醒剤の押収量が記録されていますが、国内における覚醒剤の供給事情には大きな変動がなく、高値安定していることから、想定する以上の覚醒剤が国内にストック或いは流入している可能性があります。

麻薬取締部においては、国際関係機関との情報共有を密にして水際対策の強化を目的とした取締体制を構築させ、国内においては密輸・密売に関与する犯罪組織関係者や末端乱用者の徹底検挙を推進していきます。

(2) 大麻対策

大麻は、かねてより麻薬や覚醒剤よりも人体への悪影響が少ない薬物、所謂、ゲートウェイドラッグとして認識され、世界で最も乱用されている薬物です。昨今は、幻覚成分であるTHCを抽出し人為的に濃縮した高濃度の大麻製品が蔓延し、我が国においてもその乱用の拡大を助長する大麻オイル類の密輸入事犯が多発しています。さらに、大麻は無害であるなどの誤った情報がインターネットのSNS等を介して流布され、大麻に対する違法性の認識が希薄となった者が、自ら大麻を栽培する事案などが急増しています。大麻は海外からの供給、密売取引に頼らない自給自足の国内消費に変化していると考えられるところです。

大麻事犯の検挙者数は、平成26年以降から増加に転じ、令和2年には5千人を超える検挙者数を記録しています。

大麻を乱用薬物のひとつとして一貫して厳しい規制をかける我が国においては、これまでと同様に取締りを行うとともに、大麻の違法性、危険性について正確な情報を国民に伝えることにより、乱用者の裾野拡大を抑止していくことが必要と考えています。

(3) 麻薬・向精神薬対策

麻薬には医療現場に必要不可欠な正規流通の医療用麻薬と専ら乱用薬物として規制すべき多数の合成麻薬があり、特に医療用麻薬は、がん疼痛の緩和や術後の鎮静等に施用され、その効果は疼痛で苦しむ患者のQOLを格段に改善・向上させます。一方で、他の医薬品と比較して乱用された際に生じる身体への悪影響が非常に大きいことから、その保管・管理は厳格に規制されています。また、睡眠薬、

精神安定剤、抗不安薬などの向精神薬は、国民に深く密接する必要不可欠な処方薬であり、その種類、流通量は非常に多く、用途も多岐に及ぶため医療用麻薬ほど厳格な取扱い・管理が求められていません。そのため、正規事業者から意図的に横流しされたり、処方を受けた患者が転売目的でインターネット等に販売広告を掲載するなどの事例が後を絶ちません。不適切な流通経路によって入手された向精神薬の目的を逸脱した使用による乱用が常態化すれば重篤な依存形成を生じさせるほか、薬理作用を悪用した犯罪を助長させることとなります。

麻薬取締部では、法令で規制対象となる麻薬・向精神薬の取扱いに関する違法な行為を取り締まる一方で、許認可業務や立入検査などの監視業務等を通じて、医療用麻薬や向精神薬の適正な管理・流通を保ち、麻薬・向精神薬の乱用拡大防止に努めています。

(4) 危険ドラッグ対策

これまで医療や研究用途に供されない精神活性物質を無承認無許可医薬品として医薬品医療機器等法（旧薬事法）で規制してきました。ところが、「合法ドラッグ」「脱法ハーブ」等と称した効能・効果を明記しない物質は法規制の対象外され、広く乱用されたことはご承知のとおりです。その後、平成19年の法改正で指定薬物制度が導入され、人体への摂取によって健康被害が生じる蓋然性が高い物質については、麻薬指定前の段階的規制措置として輸入、販売等の規制がかかるようになりました。しかし、法規制の網をくぐり抜けるため、既規制物質の構造を一部置換した物質が次々と製造され、国内でもこれらの物質を販売する店舗が多数出現しました。これらを購入、乱用した者の健康被害、凄惨な交通死傷事故などが全国で多発し、大きな社会問題となったことは記憶に新しいところです。

政府は、急激な乱用の拡大に伴い、平成26年に法改正を行い、輸入、販売、個人の所持・使用に至るまでの規制強化を図りました。

これらの物質が「危険ドラッグ」に改名されたのもこの時期であり、この一連の法改正によって麻薬取締官に対し、指定薬物に対する取締権限が付与されました。全国の麻薬取締部が一丸となって都道府県の薬務主管課、税関、警察等と連携して徹底した取締りを行ったことで、全国に点在していた200以上の危険ドラッグ販売店舗を壊滅に追い込み、乱用の拡大を収束させました。しかしながら、危険ドラッグは完全に根絶するには至っておらず、現在も、インターネット上で売買が確認され、水面下で取引されながら乱用が継続している実態があります。

麻薬取締部は、今後もネット監視を継続し、悪質な販売行為に対しては捜査、摘発を行い、乱用の再燃を防ぐため危険ドラッグ対策を推進していきます。

(5) 再乱用防止対策

薬物の乱用防止対策は、「薬物に手を出さないための対策（一次予防啓発）→犯罪捜査による検挙・処罰→薬物の乱用を断ち切るための対策（再乱用防止対策・社会復帰支援）」という各段階において対象となる者に必要なアプローチを行うことが重要です。麻薬取締部においては、相談業務を充実させ乱用者を抱える家族、本人、また、一般国民からの相談や通報に対応するなどの対策を実施しています。

再乱用防止対策は、取締業務の延長線上にある総合的な薬物対策のひとつであり、この分野においては、司法のみならず、矯正、医療、社会・福祉支援など専門性をもった機関、団体、地域の理解と連携なくしては実施できません。

麻薬取締部においては、地域の薬物乱用防止対策の現場で活動する公認心理師や精神保健福祉士を雇用し、対象者に独自のプログラムを実行して地域に繋げ、医療や福祉、社会復帰支援など、対象者が地域内で継続して関わりをもち、薬物を断ち切れるような取組を実施しています。

【終わりに】

薬物乱用問題は、薬物を乱用する個人の問題に留まらず、家族や地域社会の問題として解決していかなければなりません。

また、我が国で乱用される薬物のほとんどが海外から密輸されるものであるという現状を受け止め、一国の問題としてだけでなく、海外の薬物情勢にも視野を広げた国際共助と連携の中で、総合的な薬物対策を推進していくことが、我が国の薬物乱用防止に繋がっていくものと考えています。

令和3年中の薬物情勢

神奈川県内の薬物事犯の検挙人員は1,136人で、そのうち、大麻事犯の検挙人員が567人と増加して過去最高となっています。

表1 県内の検挙者人員数（暫定値）

区 分	令和2年	令和3年
	全体(20歳未満)	全体(20歳未満)
覚醒剤取締法	560人(10人)	501人(14人)
大麻取締法	489人(98人)	567人(117人)
麻薬及び向精神薬取締法等※	58人(6人)	68人(5人)
計	1,107人(114人)	1,136人(136人)

※麻薬特例法・あへん法を含む。

覚醒剤事犯は40歳代が約33%、大麻事犯は20歳未満と20歳代で約70%を占めています。

表2 年代別法令別違反状況

年代	覚醒剤取締法		大麻取締法	
	人員	構成比	人員	構成比
20歳未満	14人	2.8%	117人	20.6%
20～29歳	73人	14.6%	282人	49.7%
30～39歳	104人	20.8%	91人	16.1%
40～49歳	163人	32.5%	58人	10.2%
50歳以上	147人	29.3%	19人	3.4%

（表1、2は県警察本部資料より引用）

令和4年度薬物乱用防止講演会について

薬物乱用防止講演会を横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び県と共催により開催します。

日時 令和4年7月1日（金）（予定）
 場所 横浜市社会福祉センター（予定）
 神奈川県横浜市中区桜木町1-1
 横浜市健康福祉総合センター内
 内容 未定

（決定次第、ホームページに掲載）

URL:<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/yakutai/cnt/clean.html>

※ 新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、開催方法の変更または中止になることがあります。

薬物クリーンかながわ推進会議 会員募集

薬物クリーンかながわ推進会議は、県内の各種機関・団体が相互に連絡・調整を図りながら、県民一体となった薬物乱用防止啓発運動を行っています。

随時会員を募集していますので、趣旨にご賛同頂ける方がいましたら、事務局までお知らせください。

（入会費、年会費等はありません）

加入団体数 182 機関・団体（R4.2月末）

「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金の結果

募金は、国連薬物犯罪事務所を通じ、開発途上国の薬物乱用防止活動を行うNGOのプロジェクトを援助しています。また、国内の啓発事業にも役立っています。令和3年度神奈川県における募金額は次のとおりでした。ご協力ありがとうございました。

募 金 額 1, 1 0 2, 3 7 5 円

（令和3年12月15日締）

県薬務課からのお知らせ

○神奈川県薬物濫用防止条例

精神毒性を有し乱用の恐れのある物質を知事指定薬物として指定し、規制しています。これまでに35回、112物質を指定しました。（令和4年3月1日時点）

○薬物乱用防止対策について

啓発動画を作成しており、薬務課のホームページ(下記URL)でも公開しています。また、DVD等の啓発資材の貸出し等も行っています。薬務課ホームページを参照のうえ、是非ご利用ください。

URL:<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/yakubo/yakubo.html>



薬物クリーンかながわ No. 39

発行日 令和4年3月25日
 発行者 会長 小川 護
 編集 薬物クリーンかながわ推進会議広報委員会
 事務局 神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課内
 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
 電話 045-210-4972(直通)
 F A X 045-201-9025